五　前各号に掲げる者のほか、匿名医療保険等関連情報等（匿名医療保険等関連情報及び連結対象情報をいう。以下この号及び第五条の九第二号において同じ。）を利用して不適切な行為をしたことがあるか、又は関係法令の規定に反した等の理由により次の表の上欄に掲げる匿名医療保険等関連情報等を提供することが不適切であるとそれぞれ同表の下欄に掲げる者が認めた者

（略）	（略）
（略）	厚生労働大臣
匿名小児慢性特定疾病関連情報	
匿名予防接種等関連情報	
（略）	
（略）	（略）

（法第十六条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める業務等）

第五条の七　（略）

２　提供申出者が行う業務が法第十六条の二第二項の規定により匿名医療保険等関連情報を次の表の上欄に掲げる情報と連結して利用することができる状態で提供を受けようとするものであるときは、当該業務は、前項に掲げる業務のいずれかに該当するほか、それぞれ同表の下欄に掲げる業務のいずれかに該当するものでなければならない。

（略）	（略）
匿名障害児福祉等関連情報	（略）
匿名予防接種等関連情報	予防接種法施行規則第十三条の五第一項各号に掲げる業務
（略）	（略）

（法第八十二条第一項の厚生労働省令で定める医療に関する給付）

第五十三条の二　法第八十二条第一項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。

一　予防接種法第十六条第一項第一号又は第二項第一号（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二十八条第五項から第七項までの規定により適用される場合を含む。第六十一条第一号において同じ。）の医療費の支給

二～十三　（略）

（法第百六十一条の二第一項の厚生労働省令で定める者等）

第百十八条の三　（略）

２　法第百六十一条の二第二項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一～五　（略）

五　前各号に掲げる者のほか、匿名医療保険等関連情報等（匿名医療保険等関連情報及び連結対象情報をいう。以下この号及び第五条の九第二号において同じ。）を利用して不適切な行為をしたことがあるか、又は関係法令の規定に反した等の理由により次の表の上欄に掲げる匿名医療保険等関連情報等を提供することが不適切であるとそれぞれ同表の下欄に掲げる者が認めた者

（略）	（略）
（略）	厚生労働大臣
匿名小児慢性特定疾病関連情報	
（新設）	
（略）	
（略）	（略）

（法第十六条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める業務等）

第五条の七　（略）

２　提供申出者が行う業務が法第十六条の二第二項の規定により匿名医療保険等関連情報を次の表の上欄に掲げる情報と連結して利用することができる状態で提供を受けようとするものであるときは、当該業務は、前項に掲げる業務のいずれかに該当するほか、それぞれ同表の下欄に掲げる業務のいずれかに該当するものでなければならない。

（略）	（略）
匿名障害児福祉等関連情報	（略）
（新設）	（新設）
（略）	（略）

（法第八十二条第一項の厚生労働省令で定める医療に関する給付）

第五十三条の二　法第八十二条第一項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。

一　予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十六条第一項第一号又は第二項第一号（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二十八条第五項から第七項までの規定により適用される場合を含む。第六十一条第一号において同じ。）の医療費の支給

二～十三　（略）

（法第百六十一条の二第一項の厚生労働省令で定める者等）

第百十八条の三　（略）

２　法第百六十一条の二第二項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一～五　（略）